

長建協発第132号
平成23年 6月16日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略】

「民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款」の改正について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年7月26日に、国土交通大臣の諮問機関である「中央建設業審議会」から、建設業における契約・取引の対等化を図る観点より、建設工事標準請負契約約款改正の勧告がなされたことを受け、今般、「民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款」も2年ぶりに改正されましたのでお知らせ申し上げます。

なお、主な改正点は別添のとおりとなっておりますが、詳細（全ての条文、新旧対照表等）については、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款委員会ホームページの「お知らせ欄」に掲載されておりますのでご参照下さるようお願い申し上げます。《民間（旧四会）で検索できます》

追って、改正版の「民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款」の各支部での販売は、6月28日以降を予定しておりますことを申し添えます。

「民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款」の改正の概要について

●改正の概要

1. 発注者を「甲」、請負者を「乙」とする呼称は、発注者が請負者に優位するとの印象を与えているおそれがあるため、その略称表記を廃止し、それぞれ「発注者」「受注者」に改めるとともに、それに合わせて「丙」を「監理者」と表記しました。
2. トラブル防止の観点から、発注者・受注者・監理者間それぞれにおける協議、承諾、通知、請求等は原則として書面により行う旨の規定を新たに設けました。（第 1 条(6)）
3. 実効性・相当性の観点から、工期遅延及び支払い遅滞の場合の違約金算出方法を見直しました。料率を 10,000 分の 4(年率 14.6%)から年率 10%へ変更した。工期遅延の違約金算出において、出来形部分の請負代金相当額を控除することを廃止しました。（第 30 条）
4. 受注者の支払停止等により工事を続行することができない「おそれがある」場合に認められている発注者の中止権、解除権の規定(第 31 条)と平仄を合わせて、発注者が支払能力を欠く「おそれがある」場合の発注者による中止権、解除権を規定した。（第 32 条(5)）
5. 建設工事において反社会的勢力との関係を遮断するために、契約を解除できる場合として、発注者又は受注者の役員等が反社会的勢力である場合等を新たに追加した。（第 31 条、第 32 条）
6. 当事者間に紛争が発生した場合の解決方法として、従来の建設工事紛争審査会のあつせん、調停、仲裁による解決方法以外に、裁判所での訴訟による解決方法が選択できることを明記した。（第 34 条）